

「指定運用方針」の改正案について

1 新規指定時期について

方針「6 指定する区域の面積等」について、新たに区域を指定できる時期を次のとおり改める。

現行	改正案
<ul style="list-style-type: none"> ●建築物の敷地の面積の合計が指定済みの区域の面積の合計の10分の8以上 <p>「建築物の敷地」 「建築基準法に基づく 検査済証の発行日」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>開発許可を受けた区域の面積の合計</u>が指定済みの区域の面積の合計の10分の8以上 <p>「<u>開発許可を受けた</u>」 「<u>開発行為等許可通知書の発行日</u>」</p>

《時点による比較》

時 点	確認方法	新規指定時期	建築計画の変更 又は建築工事の延期
開発行為等許可通知書の発行日	市が開発行為等許可通知書を発行	早い  年単位の差  遅い	有り   ほぼ無し
建築確認済証の発行日	事業者から建築確認済証を提示		
工事着手（建築）	工事現場の視察		
基礎工事完了			

2 区域の見直し時期について

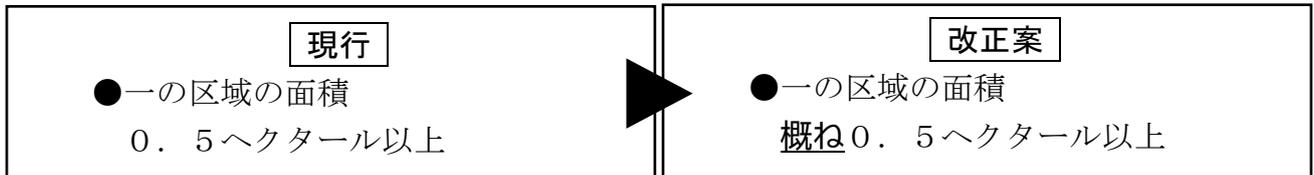
方針「9 指定済み区域の取扱い」について、区域の見直し又は廃止を行う時期を次のとおり改める。

現行	改正案
<ul style="list-style-type: none"> ●適宜、区域の見直し（変更） 	<ul style="list-style-type: none"> ●適宜、区域の見直し（変更、<u>廃止</u>） ●<u>区域指定日から2年以内に開発許可の申請が無い場合、指定を廃止することができる</u>

3 その他の改正について

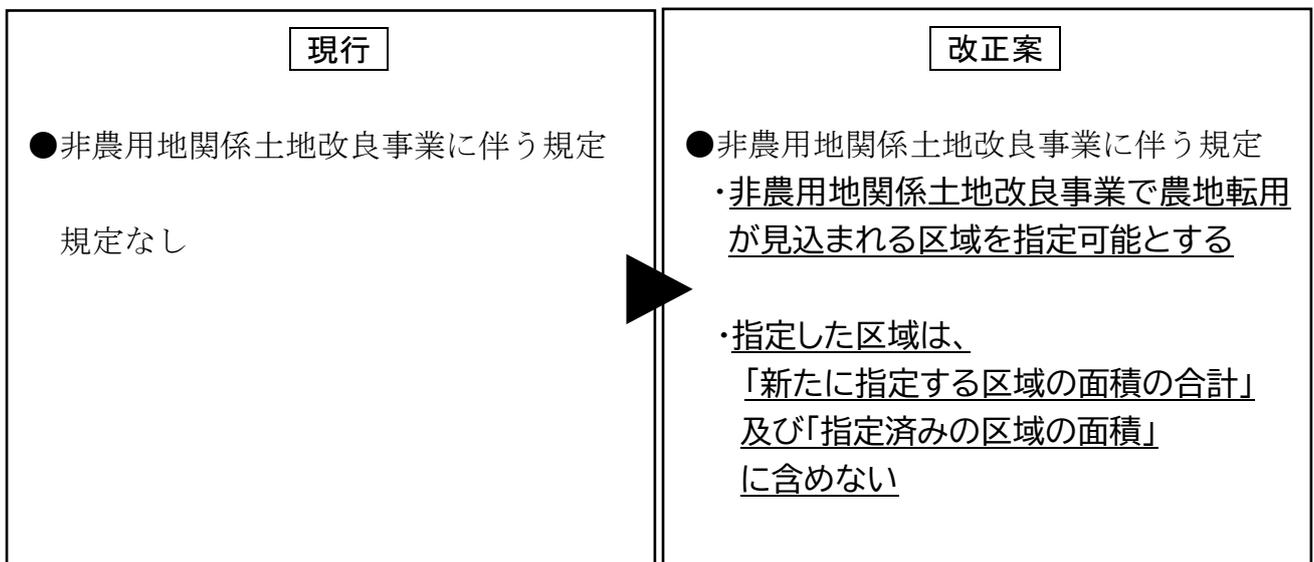
(1) 指定する区域の面積の改正

方針「6 指定する区域の面積等」について、新たに指定する一の区域の面積を次のとおり改める。



(2) 土地改良法に基づく非農用地関係土地改良事業に伴う規定の新設

方針「3 指定する区域に含まない土地の区域(別紙1)」及び「6 指定する区域の面積等」について、非農用地関係土地改良事業に伴う規定を次のとおり定める。



※土地改良法とは、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大等を目的として定められた法律

※非農用地関係土地改良事業とは、土地改良法に基づき非農用地区域を定める土地改良事業

4 新規指定のサイクル化について

